

ヒサカタライン運用ポリシー

大和高田市教育委員会事務局青少年課

第 1 版

令和元年 8 月 23 日

改定履歴

改定日	版	改定内容
令和元年 8 月 23 日	第 1 版	無し

(目的)

第一条 ヒサかたライン運用ポリシー(以下「本ポリシー」という。)は、教育行政に係る情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを旨として、大和高田市教育委員会事務局青少年課(以下「本課」という。)のラインを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 本ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ライン LINE 株式会社が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) アカウント ラインの利用者が当該利用者を識別するためにラインに登録したユーザーIDをいう。
- (3) パスワード 本ポリシーにおいては、ラインを利用するに当たり、正規の利用者であるかを認証するために必要な文字列を指す。
- (4) テキスト 本ポリシーにおいては、ラインの利用者間で送受信される文字、映像、音又はプログラムの総称をいう。
- (5) 情報発信責任者 アカウントの適正な運用管理を行うために、本課に置かれる責任者をいう。本ポリシーにおいては、本課課長(以下「課長」という。)を指す。
- (6) 運用者 情報発信責任者のアカウント運用を補佐し、アカウントの保護を行う係員をいう。

(アカウントの名称)

第三条 本課で利用するアカウントの名称は、情報発信責任者が定めるものとする。

(アカウントの運用)

第四条 アccountの運用においては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 アccountにおけるテキスト投稿においては、大和高田市教育委員会事務専決規程(平成9年規程第1号)の規定に基づく決裁を経た上で行わなければならない。ただし、次に

掲げる情報についてのテキスト投稿を行う場合は、この限りでない。

- (1) 既に大和高田市のホームページ(以下「ホームページ」という。)、広報紙等に掲載されている行事、催物についての情報
- (2) 行事、催物、競技会の結果その他既知の事実についての情報
- (3) 法令等で定められている内容の情報

3 一旦発信した情報は、テキスト投稿の内容が機密情報の漏えい等につながるおそれがないか等、情報発信する前にその影響を十分に確認しなければならない。

4 情報発信責任者及び運用者は、アカウントにおけるテキストに対して攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応しなければならない。

5 情報発信責任者及び運用者は、アカウントにおいて投稿したテキストの情報が、他者を傷つけ、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

(禁止事項)

第五条 情報発信責任者及び運用者は、アカウントにおいては、次に掲げるものについてのテキスト投稿を行ってはならない。

- (1) 本人の承諾なく、個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- (2) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信頼を傷つけるもの
- (3) 人種、思想、信条、職種等により差別し、又は差別を助長させる内容等を含むもの
- (4) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含むもの（職務上発信することが必要なものを除く。）
- (5) 法令等に違反する行為をあおる内容を含むもの
- (6) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができるもの
- (7) わいせつな内容を含むものその他の公序良俗に反する内容を含むもの
- (8) 虚偽又は著しく事実と異なる内容を含むもの
- (9) 市の施策の意思形成過程に関するもの（パブリックコメントが実施されている場合を除く。）
- (10) 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- (11) 情報セキュリティポリシーにおいて取扱に注意を要すると定義されるもの及び取扱い制限に抵触するもの。ただし、それ以外のものにおいても本条の他号に**当てる**ものは対象とする。
- (12) その他、運営上、不適當であると判断されるもの

(返信の禁止)

第六条 情報発信責任者及び運用者は、アカウントにおいて、みだりに返信を行ってはならない。

(アカウントの保護)

第七条 情報発信責任者及び運用者は、アカウントの保護においては、次に掲げる事項について努めなければならない。

- (1) 二段階認証やワンタイムパスワード等、アカウント認証の強化策が提供されている場合は、可能な限り利用しなければならない。
- (2) ログインに利用する端末を紛失し、又は盗難されないよう、当該端末の管理は厳重にしなければならない。
- (3) ログインに利用する端末への不正アクセス防止のため、端末には最新のセキュリティパッチの適用やウィルス対策ソフトウェアの導入を行い、セキュリティの確保に努めなければならない。
- (4) なりすましを防ぐため、アカウントのリンクをホームページに掲載しなければならない。
- (5) なりすましが発生していることを発見した場合は、ホームページにてなりすましアカウントが存在することの周知を行い、また、信用できる機関やメディアを通じて注意喚起を行わなければならない。
- (6) アカウント乗っ取りを確認した場合には、パスワードの変更とアカウントの停止を速やかに実施し、ホームページ等で周知を行うとともに、広報主管課に報告しなければならない。

(パスワードの設定及び変更)

第八条 アカウントのパスワードは、情報発信責任者が定める。

- 2 アカウントのパスワードは八桁以上とし、文字の種類は半角英大文字、半角英小文字、数字、記号を三種類以上含めたものにしなければならない。
- 3 情報発信責任者は、アカウントのパスワードを毎年度変更しなければならない。
- 4 情報発信責任者は、次の各項のいずれかに該当するときは、アカウントのパスワードを変更しなければならない。
 - (1) 運用者が異動したとき
 - (2) 運用者を変更しようとするとき
 - (3) パスワードの漏えいのおそれがあるとき
 - (4) アカウントの乗っ取りが発覚したとき
 - (5) その他パスワードを変更する必要があると認めるとき

(アカウントの廃止又は停止)

第九条 情報発信責任者は、アカウントの運用の廃止をしようとするときは、予め広報主管課長と協議をしなければならない。

2 情報発信責任者は、アカウントの運用を継続することが困難となった場合は、その理由をホームページに明記し、アカウントの運用を速やかに停止し、又はアカウントを廃止するものとする。

3 情報発信責任者は、アカウントの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかにアカウントの運用を停止するものとする。

(その他)

第十条 本ポリシーに定めるもののほか、必要な事項は、情報発信責任者が定める。